戦傷病者等の妻の方に 特別給付金が支給され ます

対する特別給付金」への移行

た場合は、

「戦没者等の妻に

10

月の市税ごよみ

となります。

平成18年

10

月2

給されます。 の妻に対して特別給付金が支 などを受給している場合、そ 5款症以上の障害がある戦傷 病者が、増加恩給、 傷病年金

の請求が必要となります。 合わせください。 で、詳しくは担当課へお問 給付金額などが異なりますの 定の基準によって受給要件・ 該当する方は、 特別給付

■特別給付金の支給対象 ○新規支給

年4月1日の間に、 た場合。 によって新たに資格を満たし 平成13年4月2日~ 婚姻など 平成15

○継続支給

資格を満たしている場合。)特例支給 平成18年10月1日において

平成8年10月1日~

年3月31日の間に、戦傷病者 死亡(平病死)した場合。 である夫が公務傷病等以外で 平成15

■特別給付金の移行

傷病者である夫が亡くなられ 公務傷病や勤務関連傷病で戦 平成15年3月31日までに、

平成18年 10月1日現 在、 ※期間を過ぎると時効によっ 日~平成21年9月30日 問合せ 請求期間 て受給資格が消滅します。

市庁舎別館社会福祉

小松総合支所福祉課 総務福祉係 (内線2323) 福祉·援護係 福祉·援護係 丹原総合支所福祉課 社会福祉係 東予総合支所福祉課 (内線135) (内線211) (内線124) 社会 社会

金の納期 下水道受益者負担金・分担

ください。 負担金・分担金の納期です。 最寄りの金融機関で納めて 10月は下水道に係る受益者 付けています。請求が遅れる 新居浜労働基準監督署で受け

〇西条市賦課分(合併後) 対象の納期限

問合せ

第2期

10月31日火

○市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係

東予総合支所下水道課 下水道係 (内線2825) (内線211

付金の請求をしてください 石綿被害による特別遺族給

救済の対象者に特別遺族給付 済に関する法律」によって、 時金)が支給されます。 特別遺族給付金の請求は、 (特別遺族年金・特別遺族 石 綿による健康被害の

※平成13年3月27日以降に死

労

努めています。

国的に労働保険の加入促進に

災保険法に規定する遺族補 亡した労働者の遺族は、 ける権利が消滅した方。 法に基づく遺族補償給付を受 遺族であり、

時効で労災保険

保険・

雇用保険)

加入する

義務があります。

月間中、

厚生労働省では

早めに請求してください。 求ができなくなりますの 27日以降は、 減少するほか、平成21年3月 と特別遺族年金の受給総額が 時効によって請

救済の対象者

10

される業務で中皮腫、 26日以前に死亡した労働者の などを発症し、 石綿 (アスベスト) にさら 平成13年3月 肺がん

31 日 督促状の発送 国民健康保険税第3期分の 市県民税第3期 固定資産税第3期 分、 玉

※督促状1通につき100 期限 民健康保険税第4期分の 納

きます。 の督促料と延滞金を いただ 円

智学情報 にご注意ください!

架空請求は、身に覚えのない借金や有料ア ダルトサイトの利用料などを、悪質な業者が 一方的に請求するものです。

■対処方法

○身に覚えのない請求に対しては、お金を支 払わないでください。 (法外な遅延料金な ども、支払う必要はありません)

- ○悪質な取り立てを受けたときは、最寄りの 警察署へ連絡してください。
- ○相手先へは絶対に連絡しないでください。

■相談窓口

○市庁舎本館市民相談課 市民活動支援係 各総合支所総務課 地域振興係

〇西条地方局 消費生活相談窓口 TEL0897-56-3700

○西条警察署 TEL0897-56-0110 〇西条西警察署 TEL0898-64-0110

労働保険適用推進 月は

る事業主は、 労働者を1人でも雇って 労働保険 (労災

TO 89-935-5206 償給付の対象となります。 0 1 5 1 V

TEL

3 7

○新居浜労働基準監督署

○愛媛労働局労災補償課

TEL

0

8 9 7

5 6

| 3 0

1

5

問合せ

最低賃金改正の お知らせ

平成18年10月1日から の愛媛県最低賃金は、

1時間 616円

に改正されました。

※詳しくは愛媛労働局、または 最寄りの労働基準監督署へ

TEL